

審查基準整理票

処分名	就業制限の対象者でなくなったことの確認		
根拠法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）	（条項）第１８条第３項	
基準法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）	（条項）第１８条第４項	
所管部署	健康福祉部（局）	保健予防課（室）	感染症対策係
標準処理期間	１０ 日	法定処理期間	－ 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて（平成１１年３月１９日厚生省保健医療局長通知）】 ・ 掲載図書等【感染症法令通知集】 ・ 内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 [就業制限の対象者でなくなったことの確認に係る審査基準] 就業制限の対象者でなくなったことの確認は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１８条第４項に規定する事項について、上記文書の名称欄に掲げる通知に照らして審査するものとする。			

参考

[根拠法令・基準法令]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(就業制限)

第18条 1～2 略

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

5～6 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。